

音楽ホール 避難誘導要員計画書

高崎芸術劇場館長

あて

代表者名

年 月 日 『音楽ホール』を利用するにあたり、担当者を下記のとおり報告します。

公演名

| 避難誘導要員の配置人数と責任者名をご記入下さい。 ※公演前後の動線の安全確保や避難誘導を行うスタッフです。出演者の方は責任者にはなれません。 | |
|--|-------|
| ①会場責任者 1名 | 責任者氏名 |
| 主催者側の表方責任者: 避難誘導員等の関係者を指示・監督する。 | |
| ②受付・もぎり 1名以上 配置人数 名 | 責任者氏名 |
| ◆非常時には、ホワイエへ出てきたお客様をホール内非常階段へ避難誘導を行う。 ◆ロビー・ホワイエ付近での入場者の安全確保を行う。 ◆入場無料・関係者のみ等、チケットがない公演においても安全上、人員は確保する。 | |
| ③場外整理担当 1名以上 配置人数 名 | 責任者氏名 |
| ◆非常時には、共通ロビー非常階段へ避難誘導を行う。 ◆エスカレーター乗降口付近でお客様が滞留しないよう、誘導を行う。 ◆安全確保のため、入場者の整理・入場者以外の劇場来場者の保護等を行う。 | |
| ④ホール内担当 7名以上 配置人数 名 | 責任者氏名 |
| ※2階客席を使用しないのであれば5名以上で可。受付・もぎり、場外整理担当兼務可。 ◆非常時には客席扉(バルコニー扉も含む)を全て開放し、お客様の避難誘導を行う。 ◆開場・公演中は各扉付近に待機し、座席案内・他人の迷惑になる入場者への注意を払う。 | |
| ⑤楽屋担当 1名以上 配置人数 名 | 責任者氏名 |
| ◆非常時には、楽屋非常口及び楽屋口扉開放し、出演者・関係者の避難誘導を行う。 ◆楽屋付近において、不審者の確認・関係者の対応を行う。 | |
| ⑥舞台担当 1名以上 配置人数 名 | 責任者氏名 |
| ◆非常時には、舞台上手・下手の非常口を開放し、出演者・関係者の避難誘導を行う。 | |

【注意事項】※各担当をお決め頂き、事前打合せの際に提出してください。

※公演が連日続く場合は、公演日1日につき1枚、この避難誘導計画書を提出してください。

※配置については別紙『避難誘導員配置図及び誘導図』を参照してください。

◆音楽ホール 避難誘導要員計画書について

- (1)本番中に万一災害が発生した場合は、お客様を安全かつ速やかに誘導いただくことが、主催者の方の重要な仕事のひとつです。
- (2)各責任者および担当者を決定し、お客様の安全確保のために、全担当の方へ下記対応方法の周知をお願いします。
- (3)担当者・責任者は公演中、各配置場所に常時固定ではなく、万一の場合、円滑な誘導が行えるように提出していただきます。
- (4)会場のご利用方法に応じて必要人員が異なります。
- (5)災害発生時のお客様への対応は次のとおりとなります。
- ①本番中は各担当場所近くに待機
 - ②劇場より使用可能な非常口を責任者へ連絡
 - ③責任者は各担当へ速やかに連絡
 - ④全員直ちに担当場所に着く
 - ⑤会場内に災害発生のアナウンスが流れる
 - ⑥各担当者は会場扉を開ける
 - ⑦お客様を指定非常口に誘導
 - ⑧全員避難

(公財)高崎財団

非常時の対応ならびに事故等の予防について

公益財団法人高崎財団は、みなさまに安全で安心して利用していただくため、高崎芸術劇場における“危機管理マニュアル”を定め、火災・地震等の災害対応や事故等の予防に努めております。災害の対応・予防については施設利用者や主催者各位のご理解とその対処が、お客様の安全を確保し、被害を最小限に抑制するために必要不可欠な条件となることは申し上げるまでもありません。つきましては、施設等の利用において事故防止および安全確保のために危機管理マニュアルで基本的事項を定めておりますので、遵守を賜りご協力いただきますようお願い申し上げます。

■客席並びにロビー（ホワイエ）の利用について

- 1 万一の事故に備えて、主催者は高崎芸術劇場との協議の上、収容予定人数に応じて避難誘導員を配置してください。なお、避難誘導要員計画書をあらかじめ高崎芸術劇場に提示してください。
- 2 主催者は、消火設備や非常口、防火ドア並びに通路に物を置いたり、お客様を立ち止まらせないようにご配慮ください。
- 3 机、椅子や展示パネル等の備品を使用する場合は、担当職員の指示に従って配置してください。
- 4 客席内に写真機やビデオカメラの三脚を立てる場合は、通路をふさがないようにし、あらかじめ担当職員の許可を受けてください。また、照明操作卓、音響調整卓や演出上必要な装置を観客席内に配置する場合は、あらかじめ舞台職員の許可を受け、その指示に従ってください。なお、上記項目にかかるケーブル類の延長及び高崎芸術劇場側からの電源供給についてもそれぞれ許可を受け指示に従ってください。
- 5 来賓席等を設けるため、客席内にロープ等を張ることは万一の避難誘導の妨げとなりますので、原則として禁止します。必要な場合は案内看板を利用することとし、担当職員にご相談ください。
- 6 ロビー（ホワイエ）にて物販並びに展示、電源を使用する場合は、担当職員に相談の上、その指示に従ってください（物販は申請が必要です）。
- 7 立見者の入場は消防法の規定により禁止となっています。
- 8 主催者は、ロビー（ホワイエ）受付・楽屋口等に監視員を配置し、関係者以外のものの入館・立ち入りを規制するよう努めてください。
- 9 舞台及び客席での喫煙・裸火使用並びに危険物持込は禁止（火災予防条例）となっていますので、厳守いただきますようお願いいたします（お客様には、場内アナウンス等で告知してください）。なお、舞台効果を高めるための使用については認められる場合がありますが、消防署への申請が必要となりますので、あらかじめ担当職員にご相談ください。

■火災予防・発生時の対応について

- 1 お客様の喫煙は、所定の場所で行うようご指導ください。
- 2 火災が発生した場合は、発見者は速やかに付近の消火器で初期消火に当たってください。また、舞台運営責任者（舞台監督）は、速やかに舞台職員に連絡し、その指示に従ってください。
- 3 火災が発生した場合は、避難誘導が必要になる事態に備えて、誘導係は所定の位置に配置してください。
- 4 初期消火に失敗した場合、または舞台・ホール内の火災の場合は、客席内の照明を全照して直ちに公演等を中止し、お客様の避難誘導をしてください。
- 5 舞台懸垂幕が火災の場合は、速やかにその懸垂幕を下ろしてください。
- 6 防火管理者は、火災発生の連絡を受け直ちに消防署へ通報するとともに、状況に応じて非常放送を行います。

■地震発生時の対応について

- 1 地震が発生した場合は、アナウンス(現状報告)や観客への呼びかけを行うとともに、客席内の照明を全照してください。また、避難誘導が必要になる事態に備えて、誘導係を所定の位置に配置してください。
- 2 主催者は、劇場お客様に対して、椅子の間に身をかがめて頭部を保護するよう指示してください。また、それでは安全が確保されないと判断される場合は、速やかにロビーへ避難誘導してください。
- 3 劇場職員は、状況を速やかに把握して避難誘導が必要と判断される場合は、アナウンスによりその措置を命じ、芸術劇場関係者においても避難誘導を行います。

■避難誘導について

- 1 主催者及び避難誘導員は、あらかじめ避難経路について確認するなど万全を期してください。
- 2 避難誘導にあたっては、お客様に平静を保たせて出入り口に殺到しないよう注意を払って、走らせないように誘導してください。
- 3 避難誘導の際、忘れ物等によりお客様を逆行させないように注意してください。
- 4 避難誘導にあたっては負傷者が出た場合は、速やかに救護してください。
- 5 劇場職員の避難誘導の措置命令以外に、むやみな混乱や二次災害を防ぐため、万が一やむを得ない状況が生じない限り、お客様による誘導はさせないでください。

■落雷による停電について

- 1 落雷等により停電した場合は、非常灯が点灯します。
- 2 開演中に停電した場合は、主催者又は舞台運営責任者(舞台監督)は、その状況に応じお客様にその旨を伝達し、不要な行動をしないよう促してください。

■危険が予知される催し物について

- 1 異常な興奮状態や大勢による威力暴力行為の予知される催し物や直接催し物に関係ない外部からの侵入者等が事前に予知し得る催し物については、催し物が開催される20日前までに劇場管理者と打ち合わせの上、その指示に従って警備員等の配置を行ってください。
- 2 劇場管理者の指示を無視して催し物を開催しようとする場合、劇場管理者はその催し物の中止を命じることができる旨、ご承知ください。